

公益社団法人日本介護福祉士会 助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下、「本会」という。）による助成金（以下、「本助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 本助成金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会が介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資し、国民の福祉の増進に寄与すると認めたもの（但し、他の団体等から助成を受けているものを除く。以下、「対象事業」という）とする。

- (1) 介護福祉士の職業倫理及び対人援助職としての資質の向上に資する事業
- (2) 介護福祉士が行う先駆的な介護実践の普及啓発を推進する事業
- (3) 介護福祉に関する独自性のある取り組みについて効果検証を行う事業

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する団体は、本助成金の交付を受けることができない。

- (1) 営利事業を目的とした団体
- (2) 過去に第11条第1項第1号乃至第5号に該当した団体
- (3) 反社会的勢力に関係すると認められる団体
- (4) 前各号のほか、本会が不相当と認めた団体

(助成金額)

第4条 本助成金の交付額は、理事会の決議により決定する。但し、1回の募集について、総額で100万円を上限とする。

(対象となる経費)

第5条 本助成金の対象となる経費は、対象事業の実施に通常必要となる経費であって、次条の実施期間内に発生したもの（以下、「通常必要経費」という。）とする。

2 通常必要経費以外の費用（次の各号の費用を含むが、これらに限らない）には、本助成金を使用することができない。

- (1) 不動産その他の固定資産の取得費用
- (2) 事務所その他の地代、家賃

(対象事業の実施期間)

第6条 対象事業の実施期間は、原則として、第8条第1項の交付決定の日から当該日が属する年度の末日（3月31日）までとする。

（申請）

第7条 本会は、本助成金の交付を希望する団体を募集する場合、募集の都度、助成金募集要項を定める。

2 本助成金の交付を希望する団体は、本会对し、助成金募集要項に定める期日までに、同要項に定める書類を提出し、助成金の交付を申請するものとする。

3 本会は、必要があると認めた場合、前項の申請を行った団体（以下、「申請団体」という。）に対し、追加の書類等の提出を求めることができる。

（交付決定）

第8条 本会は、助成金企画審査委員会の選考を経て、常任理事会の決議により、申請団体に対し、本助成金を交付するか否かを決定する。この場合において、本助成金を交付する旨の決定（以下、「交付決定」という。）をするときは、合わせて、当該申請団体に交付する本助成金の額を決定する。

2 助成金企画審査委員会は、必要があると認めた場合は、申請団体を招聘するなどして、追加の説明を求めることができる。

3 会長は、申請団体に対し、第1項による決定の結果を通知する。

（交付手続）

第9条 助成金の交付は、原則として、概算払いとし、交付決定をした申請団体（以下、「交付決定団体」という。）の口座に振り込む方法により支払う。

2 対象事業の実施に要した通常必要経費が前項の支払い額を上回った場合、その差額は、交付決定団体の負担とする。

（辞退）

第10条 交付決定団体は、助成金の受給を辞退する場合、本会对し、本会所定の様式により申し出なければならない。

（取消決定）

第11条 本会は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、本会は、未だ本助成金を支給していないときは、本助成金の全部又は一部の支給を停止し、既に本助成金を支給しているときは、本助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1）本助成金の申請に関する不正があった場合

- (2) 本助成金を通常必要経費以外の費用に使用した場合
 - (3) 対象事業を実施しなかった場合
 - (4) 反社会的勢力に関係すると認められる団体と判明した場合
 - (5) 前各号のほか、この規程又は助成金募集要項に違反した場合
 - (6) 本助成金を辞退した場合
 - (7) 解散した場合
 - (8) 前各号のほか、本会が不相当と認めた場合
- 2 本会は、前項第1号乃至第5号に該当した交付決定団体について、次の各号の内容を公表することができるものとし、交付決定団体は、これを予め承諾するものとする。
- (1) 名称及び住所
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 事業所の名称及び住所
 - (4) 事業の概要
 - (5) 不正受給の内容及び金額
 - (6) 支給決定取消日
- 3 本会は、第1項第1号乃至第5号に該当した交付決定団体について、刑事告訴等を行うことがある。

(変更手続)

第12条 交付決定団体は、対象事業の内容に変更が発生した場合、本会に対し、速やかに、本会所定の様式により申し出なければならない。

(報告)

第13条 交付決定団体は、本会に対し、第6条の実施期間が終了した後2か月以内に、実施した対象事業の内容及び対象事業に支出した通常必要経費について、本会所定の様式により報告しなければならない。

- 2 本会が求めたときは、交付決定団体は、本会に対し、前項の報告と合わせて、前項の通常必要経費に係る領収証その他の証憑を提出しなければならない。

(公表)

第14条 本会は、交付決定団体及び対象事業の概要を公表することができ、交付決定団体は、これを予め承諾するものとする。

- 2 交付決定団体は、遅滞なく、本会から本助成金を受けた旨並びに対象事業の内容及び成果を公表しなければならない。

(細則)

第 15 条 本会は、この規程の実施に必要な事項について、別に細則を定めることができる。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。